

# 田原会計 NEWS

2024 年 8 月 20 日 (火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email [tahara0423@tkcnf.or.jp](mailto:tahara0423@tkcnf.or.jp)

## 社会保険適用拡大に向けて

### パートタイマー等への適用拡大

令和 6 年 10 月から、従業員数が 50 人以上の事業所についても、以下の 4 つの要件をすべて満たすパートタイマー等は、社会保険（ここでは、健康保険及び厚生年金保険を言います）に加入する必要があります。

- ・ 1 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ・ 所定内賃金が月額 8.8 万円以上であること
- ・ 学生でないこと
- ・ 2 か月を超える雇用の見込みがあること

今回は、適用拡大の対象となる事業所の範囲を中心に注意したいポイントを押さえていきたいと思います。

### 従業員 50 人超の意味

ここでの「従業員」とは、厚生年金の被保険者が対象になります。なお、70 歳以上で健康保険のみ加入している人は、対象に含まれません。また、「50 人超」の意味は、その事業所における、厚生年金保険の被保険者の総数が、12 か月のうち 6 か月以上 50 人を超えることが見込まれることを指します。

ここで注意しなければいけない点は、令和 6 年 10 月 1 日時点で 50 人超を判断するのではなく、過去 12 か月間で判断をすると

言うことで、逆に言えば、令和 6 年 10 月 1 日時点で 50 人に満たなくても対象になり得ます。

### 適用拡大までのスケジュール

日本年金機構（年金事務所）では、これまでに提出している「資格取得届」や「資格喪失届」などから、各事業所における厚生年金保険の被保険者数を把握しています。そこで、令和 6 年 10 月 1 日から、適用拡大の対象となりそうな事業所には、令和 6 年 9 月上旬以降、順次各種の通知書が送付される予定になっています。

この通知書は、適用拡大の対象となる事業所だけでなく、対象になる可能性がある事業所にも送付されますので、送付がされた場合には必ず確認をするようにしてください。そして、令和 6 年 10 月 1 日以降に適用拡大の対象となる事業所は、自ら「特定適用事業所該当届」を提出することになります。仮に、届け出を行わなかった場合には、日本年金機構から適用拡大の対象になるとみなされて「特定適用事業所該当通知書」が送付されてきます。



慌てないように  
今から確認  
をしておきま  
しょう